平成２１年（フ）第２１８号
富山市婦中町成子215番地
破産者　株式会社フレーム・システム
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１号
愛知県豊川市下長山町上アライ７番地の１
破産者　三河運輸株式会社
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１４９号
愛知県豊川市穂ノ原３丁目２番地21
破産者　三谷光学株式会社
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２７７号
愛知県豊橋市西幸町字笠松212番地９、住民票上の住所愛知県豊橋市牟呂町字百間４番地の２
破産者　中川内装こと　中川　達巳
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第８６号
福岡市中央区大手門１丁目１番30号
破産者　シックスエージェンシー株式会社
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２８０号
福岡市西区泉３丁目14番31号
破産者　西名建設株式会社
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１００号
福岡市南区平和２丁目２番26号
破産者　株式会社ユニクマ
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９２１号
福岡市早良区百道浜４丁目２番１―607号
破産者　有限会社竹内商事
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７５号
山口県下松市桜町３丁目16番11号
破産者　有限会社イマイ不動産
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所周南支部

平成２０年（フ）第１９９号
熊本県八代市新浜町１番１号
破産者　株式会社八代魚市場
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第４５５号
宮崎市大工３丁目227番地
破産者　株式会社東洋クイーン
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３０４３号
名古屋市名東区照が丘23番地　信栄ハイツ401号
破産者　豊嶋　章雄
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７６号
愛知県豊明市栄町南舘３番地955
破産者　萩野　　大
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７４号
沖縄県那覇市曙１丁目20番15号、開始決定時の住所沖縄県浦添市安波茶３丁目27番２号
破産者　末吉　律雄
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２１２号
茨城県ひたちなか市大平１丁目14番３号
破産者　根本　政樹
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７３号
新潟県十日町市坪山138番地１
破産者　高橋　弘幸
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第９号
長野県飯田市上郷黒田196番地２
破産者　嶋崎　　廣
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１９７２号
広島市東区戸坂くるめ木２丁目16番26―101号、開始決定時の住所広島市東区戸坂山根２丁目２番30―202号
破産者　津脇　義男
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第８９３号
福岡市東区千早４丁目10番１―713号
破産者　見汐　修一
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部